

第7部 事前に実施すべき主な対策の取組方針

発災時に業務資源に制約を受けた場合でも、業務を継続していけるよう、事前に実施すべき主な対策を計画的に実施していく。

なお、予算措置が必要なもの及び全県的に対応していくべきものなど地方局単独では実現困難なものについては、防災局及び本庁関係部局等と協議していく。

【取組方針A】速やかに取り組んでいく対策

資源等	対策	取組内容	実施担当
電 力	非常用発電設備の燃料補給体制の確保	長時間の停電にも対応できるよう、庁舎、防災情報通信システム用の非常用発電設備並びに携帯用発電機の燃料補給体制を確保する。	庁舎管理課
	浸水被害時の電力応急復旧方法の検討	電力事業者及び電気設備業者等との連絡体制を確保するとともに、浸水被害を生じた場合の電力応急復旧方法について、検討・協議しておく。	庁舎管理課
執務環境	ロッカーの上など高所への書類や荷物の保管禁止	落下物による人的被害及び書類等の散乱等を防止するため、ロッカーの上などの高所に書類や荷物等を置かないよう徹底する。	各所属
	ロッカー等の転倒防止、窓ガラスの飛散防止対策の実施	ロッカー等の転倒や窓ガラスの飛散による人的被害を防止するため、ロッカー等の転倒防止対策や窓ガラスの飛散防止対策を実施する。	各所属
通 信	災害時優先電話の配備先等の見直し検討	災害対策本部体制や非常時優先業務量の実態に即した災害時優先電話の配備先等の見直しを検討、実施する。	防災担当課 関係各課
	通信連絡訓練の実施による資機材の操作等習熟	発災時等に迅速な災害応急対策に活用できるよう、定期的な通信連絡訓練を実施し、資機材の操作に習熟しておく。	関係各課
共 通	非常時優先業務に必要なマニュアルの作成	職員参集が困難な場合でも非常時優先業務を実施できるよう、必要なマニュアルを整備する。	各所属

【取組方針B】中期的（5年以内）に取り組んでいく対策

資源等	対策	取組内容	実施担当
庁 舎	庁舎の耐震性確保	建築基準法改正以前に建築された庁舎については、耐震診断を実施し、耐震性の確保に努める。	庁舎管理課
電 力	宇和島庁舎及び八幡浜庁舎の非常用発電設備等の浸水対策	両庁舎の非常用発電機等について、津波等浸水時にも機能不全とならないよう、高所移設を実施した。（令和2年5月完了）	庁舎管理課
備 蓄	職員用の食料、飲料水及び簡易トイレ等の備蓄品の確保	業務を継続していくうえで必要な職員用の食料、飲料水、簡易トイレ等の備蓄を計画的に実施する。	防災担当課

【取組方針C】今後、必要性も含め検討していく対策

資源等	対策	取組内容	実施担当
電力	受電系統の2系統化の検討	受電系統の2系統化について、非常用発電設備等の更新等も考慮の上、今後検討する必要がある。	庁舎管理課
エレベータ	耐震性の確保	宇和島庁舎エレベータ1・2・3号機について、改修工事を行い、耐震性確保に努める。	庁舎管理課

【取組方針D】民間等の協力を得ながら検討していく対策

資源等	対策	取組内容	実施担当
庁舎等	庁舎等の被災状況チェックリストの作成	庁舎、上下水道配管、エレベータ、空調等の被災状況を確認するための実施手順などを示したチェックリストを業者と相談して作成することで、速やかに資源使用の可否判断を行うなど、二次災害の防止に努める。	庁舎管理課
職員	専門職の確保	専門的な知識が必要な業務において、発災時に職員確保が困難と予想される場合には、OB職員の活用などについても検討する。	関係各課